貸金庫契約の相続手続きの開扉のご案内

現在ご契約いただいている貸金庫の開扉につきましては、格納物について当庫では一切の責任を負いかねますので、**原則として法定相続人様全員の立会いのもと開扉いただきますようお願いしております。**

法定相続人様全員の立会いが困難な場合は下記のとおりお手続きいただきますよう、ご理解の上、ご協力お願いいたします。

記

●立会いできない・立会いされない法定相続人様がいる場合

- 該当の相続人様から委任状をいただき、立会い可能な相続人様で開扉させていただきます。

●遺言執行者をご指定されている場合

- 遺言執行者１名での開扉が可能です。
- 遺言執行者が指定されていることおよび当該遺言執行者が貸金庫の開扉、解約及び格納物の取出しについて一切の権限を有していることを「遺言書」等にて確認させていただきます。

●遺産整理業者などに手続きを委託される場合

- 法定相続人様１名以上の立会いをお願い致します。可能な限り法定相続人様全員の立会いをお願いします。
- ご相続人様と代行業者との委任関係を確認させていただく場合があります。

ご契約の貸金庫には、相続財産以外のものが格納されているケースも想定されることから、ご相続人様における紛議を避けるため、可能な限り法定相続人様全員の立会いをお願いします。

ご不明な点は、お取引の営業店にお問い合わせください。

豊田信用金庫＿＿＿＿＿＿＿＿　担当（　　）

TEL：